

令和5年度

# 年報

朝日町教育文化施設  
(朝日町歴史博物館・あさひライブラリー)

## はじめに

朝日町教育文化施設は、朝日町の歴史・文化等の情報発信の場として、また生涯学習の拠点として活動してまいりました。

令和5年度におきましては、博物館では企画展「型、カタ、かた…江戸のやきものづくり」を開催し、多くの方々にご来館いただきました。

また、文化教養講座では「ぶらり偉人旅」と題し、三重県にゆかりのある偉人たちの旅を紹介しました。

図書館では、「聞かせ屋。けいたろう&川之上健 コラボイベント 絵本を楽しもう！」を開催し、多くの方々にご参加いただきました。

また、今年度もボランティア活動として「ぽかぽか絵本」による読み聞かせ、「フォンターナ」によるストーリーテリングを実施いただき、図書館運営の重要な役割を担っていただきました。

今後も当館におきましては、地域住民の皆さまに喜んでいただける事業を実施し、身近な博物館・図書館としてさらに親しんでいただけるよう施設運営を行っていきたいと考えております。

令和6年 12月

朝日町教育文化施設館長

## 目 次

はじめに	1
I 施設の概要	3
II 朝日町歴史博物館	4
(1) 事業概要	
1. 常設展示 2. 文化教養講座（講演会） 3. 企画展 4. 古文書学習会	
5. 子ども体験博物館 6. 俳句作品展 7. 刊行物	
(2) 資料の収集と保存	
1. 寄贈資料 2. 寄託資料（新規） 3. 寄託解除 4. 寄贈図書	
5. 収蔵資料の貸出	
III 文化財保護事業	16
(1) 埋蔵文化財	
1. 埋蔵文化財の保護	
IV あさひライブラリー	17
(1) 事業概要	
1. 手作り絵本教室 2. 工作教室 3. 成人向け教室 4. おはなし会	
5. ストーリーテリング 6. こどもの読書週間 7. 読書週間	
8. 夏休み宿題サポートコーナー 9. 雑誌・図書リサイクル会	
10. ぬいぐるみおとまり会 11. こどもの読書活動支援事業	
(2) 受け入れ概要	
1. 職場体験 2. 施設見学 3. 社会体験研修 4. 図書館ボランティア	
(3) 利用状況	
V 諸統計	26
(1) 施設利用状況	
(2) 日誌抄	
VI 運営協議会	28
VII 関係法規	29

## I 施設の概要

構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造
敷地面積	13,700 m <sup>2</sup>
延床面積	教育文化施設 1,917 m <sup>2</sup>
	1 F 1,478 m <sup>2</sup>
	博物館展示室 (274 m <sup>2</sup> )
	図書館閲覧室 (418 m <sup>2</sup> )
	事務室 (93 m <sup>2</sup> )、収蔵庫 (86 m <sup>2</sup> )
	マルチビジョンコーナー、談話コーナー
	閉架書庫、研究室、荷解作業室
	2 F 439 m <sup>2</sup>
	視聴覚室 (88 m <sup>2</sup> )、会議室 (71 m <sup>2</sup> )
	小会議室、ワークショップギャラリー
	町民ギャラリー
児童館	247 m <sup>2</sup>
	1 F 196 m <sup>2</sup>
	2 F 51 m <sup>2</sup>

### 施設概要

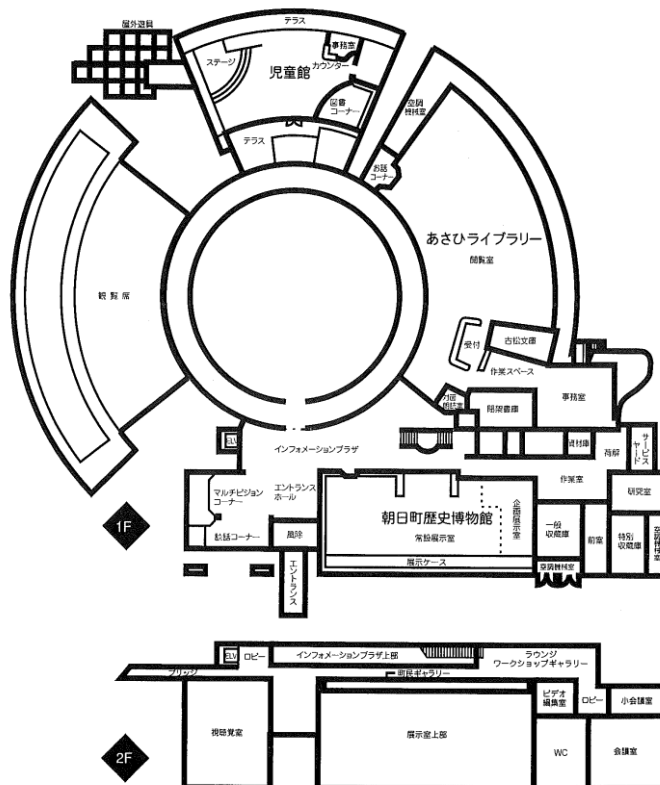
電気：受変電設備／三相 3 線 6.6kv、設備容量 300kVA 他

給排水：給水／直圧式 排水／屋内分流、直接放流

空調：空冷ヒートポンプチラー236kw×1 台

空冷チラー5RT×1 台 (収蔵庫)

単一ダクト+ファンコイルユニット、空冷ヒートパッケージ方式、中央監視制御設備



## II 朝日町歴史博物館

### (1) 事業概要

#### 1. 常設展示

当館では、朝日町が辿ってきた歴史の「道」をテーマに、各時代の朝日町の様子を中央屋台に展示解説し、展示室側面には「繩生廃寺三重塔模型」を中心に「繩生廃寺」の展示を行い、展示室を構成しています。また、展示室壁面ケースには、朝日町ゆかりの文化人として「橘守部」「森有節」「栗田真秀」「水谷立仙」「中村古松」を取り上げ、毎月展示替を行っています。

月	常設展示品および企画展	
4	橘守部	・橘浜子著『橘の昔語』・橘守部筆「每春年頭書翰名前大略」 ・「〔後藤水主宛年賀状〕」・「〔御神楽料受納の控〕」 ・橘純一編『穿履集選』・橘守部大人遺著遺墨展覧会出品目録
	水谷立仙	・竹内栖鳳筆「水谷尚仙宛賞状」・水谷立仙画「芍薬図」 ・水谷立仙画「鶏図」・水谷立仙画「鶏に鷗図」 ・水谷立仙画「梨に雀図」
	萬古焼	・有節萬古 青磁七宝文手焙 ・有節萬古 赤絵窓山水桃花文台鉢
5	端午の節句	・『日本書紀』・栗田真秀画「兜之図」 ・栗田真秀画「八幡太郎義家絵」・栗田真秀画「菖蒲」 ・栗田真秀画「子と犬之図」
	新収蔵品	・『東海道分間絵図』・有節萬古 赤茶碗 ・有節萬古 赤絵香炉 ・有節萬古 腥臙脂釉輪花鉢
	萬古焼	・有節萬古 青磁七宝文手焙 ・有節萬古 赤絵窓山水桃花文台鉢
6	端午の節句	・『日本書紀』・栗田真秀画「兜之図」 ・栗田真秀画「八幡太郎義家絵」・栗田真秀画「菖蒲」 ・栗田真秀画「子と犬之図」
	新収蔵品	・『東海道分間絵図』・有節萬古 赤茶碗 ・有節萬古 赤絵香炉 ・有節萬古 腥臙脂釉輪花鉢
	萬古焼	・有節萬古 色絵白魚文蓋物 ・有節萬古 赤絵窓山水花鳥文菓子器
7	繩生地区の文芸・文化人	・『大吉天神宮納帳』(写本) ・帆山唯念画「雀に土筆」 ・帆山唯念画「春草花画」 ・『こころの草』 ・栗田真秀画「賀茂祭図」 ・栗田真秀画「大黒天図」 ・栗田真秀画「萩鶉図」 ・中村古松 俳句短冊 ・中村古松編 選輯『町屋』 ・伊藤其風 俳句・和歌短冊 ・伊藤其風編『〔句集〕』第三十六卷
	萬古焼	・有節萬古 色絵白魚文蓋物 ・有節萬古 赤絵窓山水花鳥文菓子器
8	繩生地区の文芸・文化人	・『大吉天神宮納帳』(写本) ・帆山唯念画「雀に土筆」 ・帆山唯念画「春草花画」 ・『こころの草』 ・栗田真秀画「賀茂祭図」 ・栗田真秀画「大黒天図」 ・栗田真秀画「萩鶉図」 ・中村古松 俳句短冊 ・中村古松編 選輯『町屋』 ・伊藤其風 俳句・和歌短冊 ・伊藤其風編『〔句集〕』第三十六卷
	萬古焼	・有節萬古 色絵草花文急須 ・有節萬古 腥臙脂釉菓子器

月	常設展示品および企画展	
9	江戸時代の『日本書紀』研究	・『日本書紀』・『古事記』・河村秀根著『書紀集解』 ・水谷立仙画「本居宣長像」・本居宣長著『古事記伝』 ・橘守部著『稷威道別』
	水谷立仙	・水谷立仙画「福祿寿」・水谷立仙画「お多福図」 ・水谷立仙画「寒念仏図」
	萬古焼	・有節萬古 色絵草花文急須 ・有節萬古 腥臑脂釉菓子器
10	江戸時代の『日本書紀』研究	・『日本書紀』・『古事記』・河村秀根著『書紀集解』 ・水谷立仙画「本居宣長像」・本居宣長著『古事記伝』 ・橘守部著『稷威道別』
	水谷立仙	・水谷立仙画「福祿寿」・水谷立仙画「お多福図」 ・水谷立仙画「寒念仏図」
	萬古焼	・有節萬古 緑釉燭台 ・有節萬古 黒釉小鉢
11	令和5年度企画展「型、カタ、かた…江戸のやきものづくり」 ・会期:11月1日～12月3日	
12	栗田真秀	・栗田真秀画「焚楓葉温酒之図」・栗田真秀画「来雁」 ・栗田真秀画「雪中山村図」・栗田真秀画「四季耕作図」
	天神萬古	・什物帳 ・天神萬古 七福神煎茶器 ・天神萬古 桜銀杏青紅葉文白磁手焙
	萬古焼	・有節萬古 緑釉燭台 ・有節萬古 黒釉小鉢
1	橘守部	・橘守部筆「每春年頭書翰名前大略」・『下蔭集』 ・橘東世子筆 守部長歌「春の七草」詠草 ・橘道守筆「新年雪」詠草
	栗田真秀・水谷立仙	・栗田真秀画「旭昇静波図」・栗田真秀画「旭松之図」 ・水谷立仙画「松日の出図」・水谷立仙画「雪中山水図」 ・水谷立仙画「春風春水」自画讃 ・中村左洲画「寒牡丹図」
	萬古焼	・有節萬古 色絵龍文福面形皿 ・有節萬古 腥臑脂釉龍文輪花鉢 ・有節萬古 色絵松竹梅文片口鉢
2	橘守部	・橘守部筆「每春年頭書翰名前大略」・『下蔭集』 ・橘東世子筆 守部長歌「春の七草」詠草 ・橘道守筆「新年雪」詠草
	栗田真秀・水谷立仙	・栗田真秀画「旭昇静波図」・栗田真秀画「旭松之図」 ・水谷立仙画「松日の出図」・水谷立仙画「雪中山水図」 ・水谷立仙画「春風春水」自画讃 ・中村左洲画「寒牡丹図」
	萬古焼	・古萬古 青磁窓山水文酒器 ・有節萬古 緑釉亀形盃台 ・有節萬古 青磁薄端花生
3	栗田真秀	・栗田真秀画「雛之図」・栗田真秀画「田家早梅図」 ・栗田真秀画「燕図」・栗田真秀画「ふきのとう図」 ・栗田真秀画「旭松鶴図」
	萬古焼	・有節萬古 松文瓶掛 ・有節萬古 色絵オランダ写花瓶 ・有節萬古 織部写花文小皿 ・『交趾香合図』 ・有節萬古 交趾写笠牛香合 ・有節萬古 交趾写狸香合 ・古萬古 青磁窓山水文酒器 ・有節萬古 緑釉亀形盃台 ・有節萬古 青磁薄端花生

## 2. 文化教養講座（講演会）

博物館事業の一環として、文化教養講座と題して講演会を行っています。今年度は「ぶらり偉人旅」をテーマとして、三重県にゆかりのある偉人の旅を取り上げ、講演会方式の講座を3回開催しました。

### ◇第1回

日 時：令和5年10月7日（土）14:00～15:30

講 師：当館学芸員

演 題：「橘守部、学問と旅」

参加人数：27人



### ◇第2回

日 時：令和5年12月9日（土）14:00～15:30

講 師：当館学芸員

演 題：「聖武天皇の旅—関東行幸と朝明郡—」

参加人数：43人

### ◇第3回

日 時：令和6年2月10日（土）14:00～15:30

講 師：佐藤 圭祐 氏（松浦武四郎記念館）

演 題：「松浦武四郎の旅—新板箱館道中名所寿語六の世界—」

参加人数：40人



第1回文化教養講座の様子



第2回文化教養講座の様子



第3回文化教養講座の様子

### 3. 企画展

#### ◇「型、カタ、かた…江戸のやきものづくり」

##### 開催趣旨

朝日町の歴史を振り返ると、古代においては縄生廃寺の造営、近世には萬古焼の誕生、そして、東芝三重工場の誘致及び稼働といったモノづくりに関連した歴史があります。

近年、当館では幕末の天保年間に萬古焼を再興した森有節の子孫宅より有節萬古生産に関わる木型や土型といった製作道具類の寄贈を数回にわたって受けるに至りました。これらの資料は陶磁器生産において、近代以降の西洋技術流入による窯業技術発展前の状況を具体的に明らかにする資料であるとともに、当時の陶工がどのように試行錯誤しながら製品の完成に辿り着く道のりを歩んだかを示すものであると考えられます。

しかしながら、これら萬古焼の生産にかかる技術は単独で存在したものではなく、萬古焼であれば京焼の影響を受けているように、江戸時代を通じて窯場間、地域間における技術の広がりがあり、陶磁器生産だけでなく地域文化を考える上で重要な側面を有しています。

そこで本展示会では江戸時代の陶磁器生産をテーマに全国の窯場に伝来する生産技術にかかわる型類、古文書、出土遺物、関連作品といった資料を展示し、それによりモノづくりから生まれた近世文化の一端を来館者及び住民に広く紹介し、地域文化への理解に資することを目的として開催しました。

会 期：令和5年11月1日（水）～12月3日（日）（33日間）

入 館 料：無料

主 催：朝日町歴史博物館

刊 行 物：ポスター、チラシ、パンフレット

入館者数：801人

関連講座：「型で象（かたど）ったやきもの」

日 時：令和5年11月12日（日）14:00～15:30

場 所：朝日町教育文化施設2階視聴覚室

講 師：梶山 博史 氏（中之島香雪美術館）

参加人数：20人



講演会の様子



展示室の様子



#### 4. 古文書学習会（初級編）

「古文書に親しみたい」「古文書を少しでも読めるようになりたい」という方を対象に学習会を開催しました。

	開催日	参加人数
第1回	5月9日(火)	28人
第2回	7月11日(火)	23人
第3回	令和5年 8月15日(火)	中止
第4回	10月10日(火)	24人
第5回	11月21日(火)	22人
第6回	令和6年 1月16日(火)	18人
第7回	3月5日(火)	21人

※時間は全て 14:00～15:30 場所：視聴覚室

#### 5. 子ども体験博物館

古代からアクセサリーとして用いられてきた勾玉の製作をとおして子どもたちに歴史や文化への興味を喚起しました。

対 象：小学生

日 時：令和5年8月8日（火）

13：30～15:00

場 所：マルチビジョンコーナー

参加者：20名



体験教室の様子

## 6. 俳句作品展「未来の俳人たち」

朝日中学校3年生・小学校6年生の俳句作品の展示を教育文化施設のインフォメーションプラザで行いました。

◇朝日中学校3年生－162人－期間：令和5年7月1日(土)～7月30日(日)

◇朝日小学校6年生－130人－期間：令和6年2月1日(木)～2月28日(水)



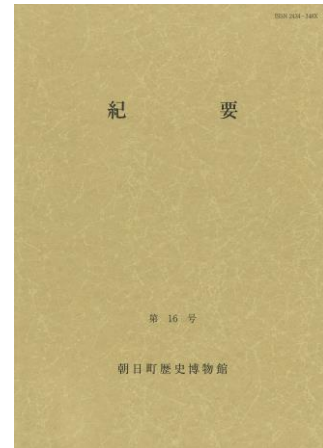
朝日中学校3年生



朝日小学校6年生

## 7. 刊行物

博物館における研究活動の一環として、収蔵資料である有節萬古使用型資料の整理を行い、『紀要』第16号として刊行しました。



『紀要』第16号

## (2) 資料の収集と保存

### 1. 寄贈資料

資 料 名	点 数
脇差 銘「信国」	1
伊藤其風 肖像写真	2
伊藤其風筆俳句短冊	1
光照寺鮎澤家資料	3,900
明治天皇大礼服	1 式
栗田真秀画「藤花図」下絵	5
栗田真秀画「鶉図」下絵	6
栗田真秀画「鳳凰龍図」下絵	3
栗田真秀画「海辺松図」下絵	1
栗田真秀画「波図カ」下絵	1
栗田真秀画「高御座図」下絵	11
栗田真秀画「花鳥図」下絵	1
栗田真秀画「鶉図」下絵	1
栗田真秀画「鶉図」下絵	2
栗田真秀画「雲図」下絵	3
栗田真秀画「朝顔図」下絵	2
栗田真秀画「草花図」下絵	2
栗田真秀の下絵カ	2
栗田真秀画「十種神寶絵」「十瑞瑤之絵」関連資料	1
栗田真秀画「瀧紅葉図」下絵カ	1
栗田真秀画「稚児舞図」下絵	1
栗田真秀画「草花図」下絵	1
栗田真秀画「三日月図」下絵	4
栗田真秀画「武神図カ」下絵	1
栗田真秀筆カ「御破魔真弓白羽矢」	1
真秀五五記念画会 記念御猪口	32
小皿	32
桐箱	1
御破魔真弓白羽矢の写真	1
「久邇宮邦彦王御真影」掛軸の写真	1
栗田真秀画「十種神寶絵」掛軸の写真	2
栗田真秀画「日本武尊絵」掛け軸の写真	2
写真入れ	1
「故久邇宮邦彦王殿下御自署」「故邦彦王妃俱子殿下御自署」	2
久邇宮邦彦王御真影	1
久邇宮邦彦王妃俱子御真影カ	1

資 料 名	員 数
久邇宮朝彦親王御真影	1

2. 寄託資料（新規）

資 料 名	員 数
帆山唯念画「高砂」	1

3. 寄託解除

資 料 名	員 数
光照寺鮎澤家資料	3,900 寄託資料の寄贈に伴う解除

4. 寄贈図書

【県内】

書 名	発行・編集
伊賀市文化財年報 19	伊賀市教育委員会
伊賀市埋蔵文化財調査報告 13 西明寺遺跡(8次) 発掘調査報告～三重県伊賀市西明寺所在～	伊賀市教育委員会
伊賀市埋蔵文化財調査報告書 14 上野城跡(第14次)発掘調査報告書 成瀬平馬屋敷跡－三重県伊賀市上野丸之内所在	伊賀市教育委員会
城之越遺跡(一次)発掘調査報告	伊賀市教育委員会
伊勢市クリエイターズエキシビジョン 2022	伊勢市情報戦略局文化政策課
伊勢市文化政策課編『名勝宮川堤解説ブック』令和5年3月	伊勢市情報戦略局文化政策課
紀宝町埋蔵文化財調査報告 3 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 鶴殿西遺跡(第6次)発掘調査報告	紀宝町教育委員会
三方領知替二〇〇年 行田市・桑名市・白河市友好都市締結二五周年記念合同企画展 武門の遺産-徳川を支えた忍・桑名・白河-	行田市・桑名市・白河市合同企画展 実行委員会
中ノ谷遺跡発掘調査報告書	桑名市教育委員会
桑名市博物館紀要第17号	桑名市博物館
創建二〇〇年記念特別展 結城神社の至宝	公益財団法人石水博物館
ある伊勢御師の軌跡-新発見・橋村家伝来資料から-	皇学館大学佐川記念神道博物館
斎宮歴史博物館研究紀要三十二	斎宮歴史博物館
斎宮跡発掘調査報告書V 飛鳥時代の斎宮中樞城の調査	斎宮歴史博物館
史跡 斎宮跡 令和3年度発掘調査概報	斎宮歴史博物館
令和5年度特別展 海の祈り-海浜の神社と伊勢神宮-	斎宮歴史博物館
史跡斎宮跡令和3年度現状変更緊急発掘調査報告	斎宮歴史博物館・明和町
特別展 友一歌会始御題によせて	式年遷宮記念 神宮美術館
三重県指定伊奈富神社庭園 保存修理事業報告書	宗教法人 伊奈富神社

書名	発行・編集
三重県指定有形文化財(建築物)春日神社拝殿解体修理工事報告書	宗教法人 春日神社
瑞垣 255号	神宮司庁
瑞垣 256号	神宮司庁
瑞垣 257号	神宮司庁
伊勢国府跡 24	鈴鹿市
伊勢国府跡 25	鈴鹿市
磐城山遺跡(第11次・12次)発掘調査報告書ー農地改良工事に伴う緊急発掘調査ー	鈴鹿市
磐城山遺跡(第13次・13-2次)発掘調査報告書ー農地改良工事に伴う緊急発掘調査ー	鈴鹿市
須賀遺跡第8・9次発掘調査報告書	鈴鹿市
伊勢国分寺跡史跡指定 100周年記念 秋季特別展 国分寺	鈴鹿市考古学博物館
鈴鹿市考古学博物館(23号)	鈴鹿市考古学博物館
鈴鹿市考古学博物館(24号)	鈴鹿市考古学博物館
令和5年度特別展この縄文土器はどこから来たの?	鈴鹿市考古学博物館
令和5年度佐佐木信綱記念館特別展示図録「歌こころ・信綱こころ」	鈴鹿市文化スポーツ部文化財課
津市民文化 17号	津市
津市文化財年報 17ー令和3年度ー	津市教育委員会
津市埋蔵文化財調査報告書 46 津市河芸町社の街四丁目 西毛谷A遺跡、西毛谷B遺跡、得居10号窯跡発掘調査報告	津市教育委員会
津市埋蔵文化財調査報告書 56 三重県津市三杉町多気北畠氏遺跡第37・38次調査報告書ー金国寺跡第1・2次ー	津市教育委員会
鳥羽水族館年報 NO. 19	鳥羽水族館
TOBA SUPER AQUARIUM NO 83 SUMMER2023	鳥羽水族館
TOBA SUPER AQUARIUM NO 84 WINTER2024	鳥羽水族館
オオサンショウウオ緊急調査報告書	名張市
藤原岳自然科学館館報 第45巻令和4(2022)年度号	藤原岳自然科学館
お〜い、たけちゃん!	松浦武四郎記念館
『豆遊日誌二・三』『下田日記』『海防策』	松浦武四郎記念館
三重県松阪市殿町史跡松阪城跡整備中間報告	松阪市
松阪市史料叢書第九集小津清左衛門長柱日記(九)	松阪市産業文化部
三重の古文化 108	三重郷土会
三重県史研究第38号	三重県
三重県史研究第39号	三重県
三重県の文化財保護 令和4年度	三重県教育委員会
熊野参詣道伊勢路調査報告書 I (伊勢市〜大紀町)	三重県教育委員会
三重県総合博物館研究紀要 NO.9	三重県総合博物館

書名	発行・編集
三重県総合博物館資料叢書 NO.9	三重県総合博物館
三重県総合博物館 第33回企画展 親鸞と高田本山 専修寺国宝から広がる世界	三重県総合博物館
三重県総合博物館 第35回企画展「鳥のひみつ調べ隊！～みて・きいて・ふれて～」	三重県総合博物館
三重県総合博物館 年報通巻9号(令和4年度)	三重県総合博物館
研究紀要第27号	三重県埋蔵文化財センター
令和4年度 三重県埋蔵文化財年報	三重県埋蔵文化財センター
大蓮寺遺跡(第3次)発掘調査報告～松阪市櫛田町所在～	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告書 186-12 東海環状自動車道建設事業に伴う下平大野 A 遺跡発掘調査報告書 -いなべ市北勢町-	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告書 417 石谷遺跡・石谷1号墳発掘調査報告-伊賀市中村-	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告書 418 岡遺跡(第1・2次)発掘調査報告～三重県津市二本木	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告書 419 津城跡(第5次)発掘調査報告～津市中央～	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財センター報告 421 多気北畠氏遺跡(第39次)小田地区(第6次)発掘調査報告～三重県津市美杉町下多気～	三重県埋蔵文化財センター
南島組鯨船感應丸船体横幕新調事業報告書	三重県四日市市富田鯨船保存会連合会
三重大史学第23号	三重大学人文学 考古学・日本史・東洋史研究室
菅野遺跡2・菅野古墳群	四日市市
四日市市文化財保存活用計画	四日市市
株式会社三重富士 旧三井工業部三重製糸所-四日市市歴史的建造物(近代建築)調査の記録③-	四日市市教育委員会
旧四日市市庁舎-四日市市歴史的建造物(近代建築)調査の記録⑤	四日市市教育委員会
史跡久留部官衙遺跡整備事業報告書	四日市市教育委員会
史跡久留部官衙遺跡保存活用計画	四日市市教育委員会
東洋紡績株式会社富田工場-四日市市歴史的建造物(近代建築)調査の記録⑥-	四日市市教育委員会
富洲原小学校講堂-四日市市歴史的建造物(近代建築)調査の記録⑧-	四日市市教育委員会
鳥出神社の鯨船行事復元新調事業総括報告書	四日市市教育委員会
歴史的石造物の調査-四日市市地域文化財調査の記録①	四日市市教育委員会

書名	発行・編集
四日市子どもの家 旧四日市市立図書館－四日市歴史的建造物(近代建築)調査の記録⑦－	四日市市教育委員会
立原位貴 想像力から創造力へ	四日市市博物館
四日市市立博物館 常設展 時空街道 プラネタリウム GINGA PORT 解説図録	四日市市博物館

【県外】

書名	発行・編集
あいち朝日遺跡ミュージアム年報 3－2022 年度－	あいち朝日遺跡ミュージアム
あいちの建物 明治村編	愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会
あいちのたてももの まちのシンボル編	愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会
博物館学芸員課程年報 第 28 号	愛知大学
令和 5 年度特別展「池田のたからもの」	池田市立歴史民俗資料館
稲沢文化財愛護少年団 活動記録第 44 集たんぼう 第 38 集	稲沢市教育委員会
稲沢文化財愛護少年団 活動記録第 45 集たんぼう 第 39 集	稲沢市教育委員会
令和 4 年度市内遺跡調査概要報告書	春日井市教育委員会
春日井氏遺跡発掘調査報告第 21 集 神領第二号墳－神領第 2 号墳発掘調査報告書	春日井市教育委員会
ふりかえれば未来 第 11 回 日本の祭シンポジウム	学校法人 至学館コミュニケーション研究所
アイヌ民族:歴史と現在－未来を共に生きるために－【小学校用】	公共財団法人アイヌ民族文化財団
アイヌ民族:歴史と現在－未来を共に生きるために－【中学校用】	公共財団法人アイヌ民族文化財団
【教師用指導書】アイヌ民族:歴史と現在－未来を共に生きるために－	公共財団法人アイヌ民族文化財団
公益財団法人日本文化財保護協会 紀要第7号	公共財団法人日本文化財保護協会
公益財団法人日本文化財保護協会 考古検定過去問題集 3	公共財団法人日本文化財保護協会
高知市立 自由民権記念館紀要 NO. 27	高知市立 自由民権記念館
幸手市郷土資料館令和 5 年度特別展図録 幸手市西関宿 浅間神社 奉納額・絵馬の良品－関宿向河岸の歴史と富士信仰－	幸手市教育委員会
静岡県磐田市 市内遺跡発掘調査報告書	静岡県磐田市教育委員会
見性寺遺跡第8次発掘調査報告書－ダイハツ磐田見付店建設に伴う埋蔵文化財調査発掘調査	静岡県磐田市教育委員会

書名	発行・編集
しずおか歴史探索 静岡市歴史博物館公式ガイドブック	静岡市歴史博物館
下妻市ふるさと博物館年報 令和4年度第18号	下妻市ふるさと博物館
令和4年度白浜町埋蔵文化財調査年報	白浜町教育委員会
太地町立くじらの博物館 年報	太地町立くじらの博物館
研究紀要第11号 田原の文化第45号	田原市博物館
田原市博物館 海から広がる渥美半島展	田原市博物館
研究紀要第12号 田原の文化第46号	田原市博物館
南山大学人類学博物館紀要 第42号	南山大学人類学博物館
令和5年度夏季企画展 人々のくらしと法令	南丹市立文化博物館
開館二五周年記念・令和五年度秋季特別展「大堰川と由良川の水運－川と人の暮らし」	南丹市立文化博物館
東近江市埋蔵文化財調査報告書第44集 市内遺跡の調査	東近江市
東近江市埋蔵文化財調査報告書第45集 天保遺跡(10次)	東近江市
東近江市埋蔵文化財調査報告書第35集 市内遺跡の調査	東近江市教育委員会
東近江市埋蔵文化財調査報告書第36集 斗西遺跡(28次)・中沢遺跡(29次)・和佐田遺跡・斗西遺跡(30次)・田井遺跡(4次)	東近江市教育委員会
令和5年度飛騨市美術館企画展 姉小路氏城館跡と飛騨の中世 展示品図録	飛騨市教育委員会
令和5年度飛騨市美術館企画展 姉小路氏城館跡と飛騨の中世 解説パンフレット	飛騨市教育委員会
群馬県伊勢崎市下湊名遺跡15－倉庫建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－	前橋南部運送株式会社 山下工業株式会社
至極の大衆文化 浮世絵－酒井コレクション－	松本市立博物館
松本市立博物館開館記念特別展 まつもと博覧会 EXPO MATUMOTO	松本市立博物館
紙漉きのさとのたからもの 福西家所蔵墨蹟等報告書	吉野町
人文科学研究(キリスト教と文化)別冊1号尾形乾山研究集成	リチャードウイルソン 小笠原佐江子

#### 5. 収蔵資料の貸出

展示期間	資料名	目的	申請者
R5.4.1～ R6.3.31	繩生廃寺出土 舍利容器レプリカ	国指定史跡久留倍官衙 遺跡ガイダンス施設へ の常設展示	四日市市



### Ⅲ 文化財保護事業

#### (1) 埋蔵文化財

##### 1. 埋蔵文化財の保護

開発行為と埋蔵文化財の保護を円滑に実施するため、窓口等において埋蔵文化財包蔵地の照会を行っています。令和5年度に実施した工事立会は以下のとおりです。

##### 【工事立会】

No	調査地	実施日	事業者	工事内容	調査面積	結果
1	朝日町大字柿字元田 1070番1	令和5年 10月13日	三重北農業 協同組合	宅地造成	1658 m <sup>2</sup>	遺構・遺 物なし
2	朝日町大字柿地内	令和5年 11月17日	東邦ガスネ ットワーク (株)	ガス管理 設撤去工 事	23.55 m <sup>2</sup>	遺構・遺 物なし
3	朝日町大字埋縄 78-3	令和5年 12月21日	中部電力パ ワーグリッ ド(株)	電柱新設 工事	1.52 m <sup>2</sup>	遺構・遺 物なし
4	朝日町大字柿地内	令和6年 1月19日	東邦ガスネ ットワーク (株)	ガス管理 設撤去工 事	27.32 m <sup>2</sup>	遺構・遺 物なし

## IV あさひライブラリー

### (1) 事業概要

#### 1. 手作り絵本教室

「プチ。とびだす絵本を作ろう」

日 時： 令和5年7月28日(金) 13:00～15:00

場 所： マルチビジョンコーナー

対 象： 小学生以上

参加人数： 16人

#### 2. 工作教室

「くるくるふくろうを作ろう」

日 時： 令和5年8月4日(金) 〈1部〉10:00～12:00 〈2部〉13:30～15:30

場 所： マルチビジョンコーナー

対 象： 小学生(低学年は保護者同伴)

参加人数： 15人

#### 3. 成人向け教室

「暮らしの保健室」

日 時： 令和6年2月9日(金) 10:00～11:00

場 所： 視聴覚室

対 象： 一般

参加人数： 10人

#### 4. おはなし会

◇ボランティア「がけやま」さんによる絵本の読み聞かせ(「ぬいぐるみおとまり会」関連イベントとして開催)

日 時： 令和6年2月24日(土) 15:00～15:30

場 所： 視聴覚室

対 象： 幼児～小学生、保護者(ぬいぐるみおとまり会参加者のみ)

参加人数： 11人

◇ボランティア「ぼかぼか絵本」さんによる乳幼児に向けた手遊び及び絵本・紙芝居の読み聞かせ

日 時： 4・6・8・12・2月第4水曜日 10:00～(20分程度)

場 所： 視聴覚室(8/23はマルチビジョンコーナーで開催)

対 象： 乳幼児、保護者

参加人数： 36人

#### 5. ストーリーテリング

ボランティア「フォンターナ」さんによるストーリーテリング

日 時： 5・8・11・2月第3日曜日 11:00～11:30(11/19は11:00～12:00で開催)

場 所： 視聴覚室(8/20はマルチビジョンコーナーで開催)

参加人数： 58人

#### 6. こどもの読書週間

2023年・第65回の標語「ひらいてとじた 笑顔がふえた」にちなみ、笑顔に関する本の展示

日 時： 令和5年4月18日(火)～5月14日(日)

場 所： 図書館

#### 7. 読書週間

2023年・第77回の標語「私のペースでしおりは進む」にちなみ、秋の夜長に楽しめる長編小説を一般書と児童書に分けて展示

日 時： 令和5年11月1日(水)～11月9日(木)

場 所： 図書館

#### 8. 夏休み宿題サポートコーナー

◇夏休みの宿題に役立つ本の紹介・展示・レファレンス等

日 時： 令和5年7月1日(土)～8月30日(水)

場 所： 図書館

◇クイズで朝日町を紹介するコーナー「朝日町のこと知ってるかい？」

日 時： 令和5年7月1日(土)～8月30日(水)

場 所： 図書館カウンター前

### 9. 雑誌・図書リサイクル会

不用になった雑誌・図書を無償で利用者の方々へ譲渡

日 時： 令和5年11月3日(祝・金) 9:00～15:00

場 所： 視聴覚室

参加人数： 120人

### 10. ぬいぐるみおとまり会

ぬいぐるみと一緒におはなし会に参加した後、ぬいぐるみを預かり、閉館後の図書館で探検や読書をしている様子を写真に撮影してプレゼント

日 時： 令和6年2月24日(土)～25日(日)

場 所： 視聴覚室

対 象： 幼児～小学生、保護者

参加人数： 11人

### 11. 子どもの読書活動支援事業

聞かせ屋。けいたろう&川之上健 コラボイベント「絵本を楽しもう！」

日 時： 令和5年11月11日(土) 10:00～10:40

場 所： 視聴覚室

対 象： 子どもとその保護者

参加人数： 50人

※ 夏休み映画会は、会場となる視聴覚室の空調機器の故障により中止

## (2) 受け入れ概要

### 1. 職場体験

◇朝日中学校 2年生

日 時： 令和5年5月16日(火)～18日(木)

参加人数： 3人

◇川越中学校 2年生

日 時： 令和5年10月11日(水)～12日(木)

参加人数： 3人

◇朝明中学校 2年生

日 時： 令和5年12月6日(水)～8日(金)

参加人数： 3人

◇富田中学校 2年生

日 時： 令和6年1月23日(火)～24日(水) (25日(木)は積雪の為、中止)

参加人数： 3人

### 2. 施設見学

◇朝日小学校 2年生

日 時： 令和5年6月6日(火)・15日(木)

◇朝日小学校 3年生

日 時： 令和5年6月22日(木)

### 3. 社会体験研修

朝日小学校の教職員

日 時： 令和5年8月24日(木)～25日(金)

参加人数： 2人

### 4. 図書館ボランティア

本の修理(破損資料の修理を行う)

日 時： 毎月2～3回程度 計19回

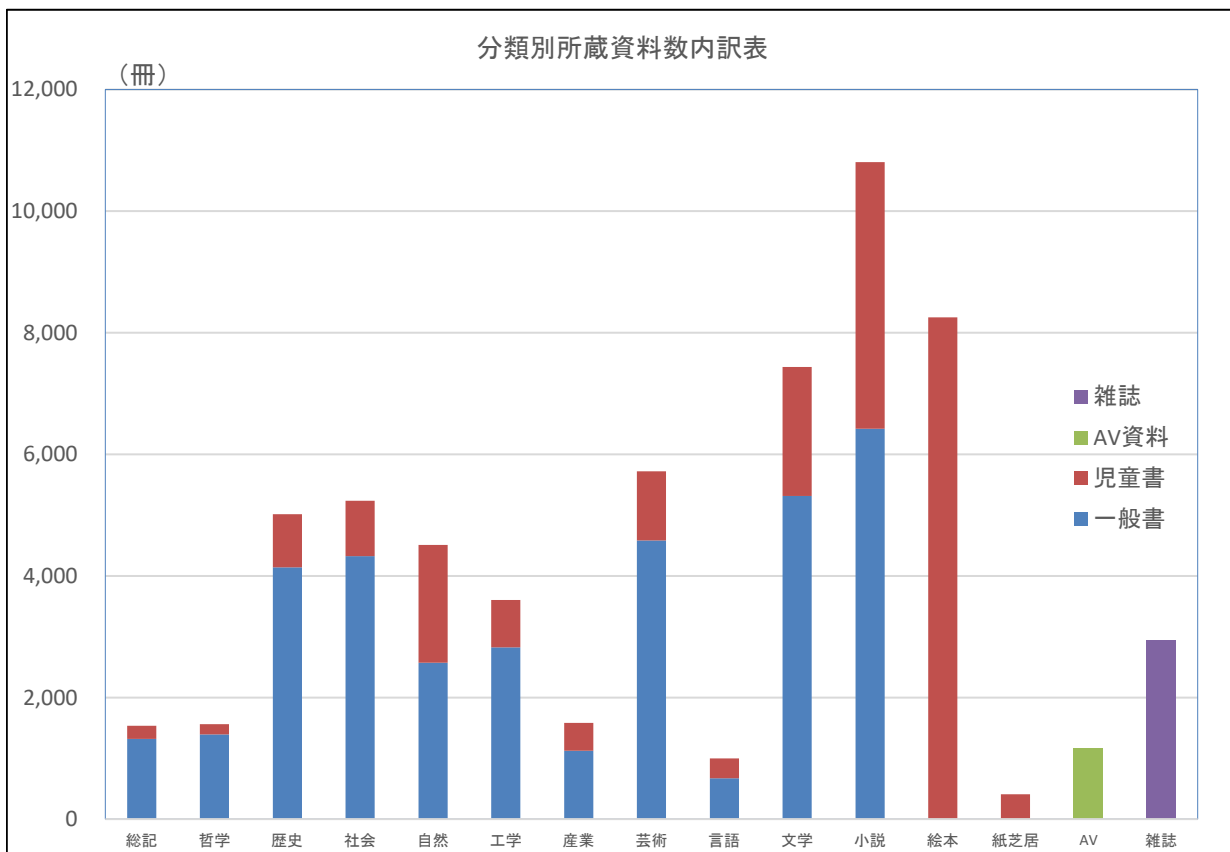
参加人数： 1人

(3)利用状況

1. 分類別所蔵資料数内訳表

単位:冊

	令和6年3月31日現在	所蔵割合%	令和5年3月31日現在	所蔵割合%
0 総記	1,320	2	1,350	2
1 哲学	1,393	2	1,395	2
2 歴史	4,143	7	4,183	7
3 社会	4,323	7	4,366	7
4 自然	2,572	4	2,642	4
5 工学	2,825	5	3,035	5
6 産業	1,127	2	1,186	2
7 芸術	4,585	8	4,725	8
8 言語	673	1	675	1
9 文学	5,316	9	5,358	9
F 小説	6,423	11	6,502	11
一般書合計	34,700	57	35,417	58
K 児童	13,307	22	13,226	22
E 絵本	8,254	14	8,242	13
P 紙芝居	410	1	403	1
児童書合計	21,971	36	21,871	36
AV資料	1,161	2	1,190	2
雑誌	2,937	5	2,992	5
全資料合計	60,769	100	61,470	100

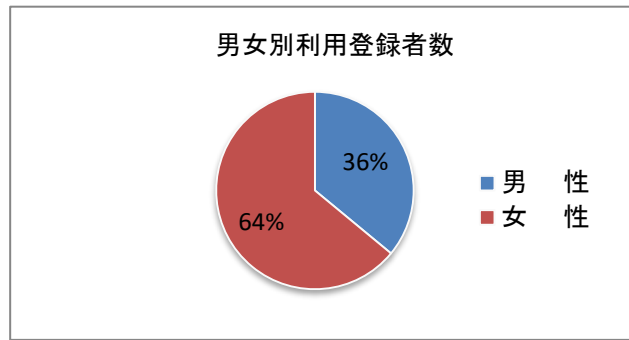


2. 登録者数

単位:人

男 性	2,083
女 性	3,704
合 計	5,787

団 体	21
-----	----

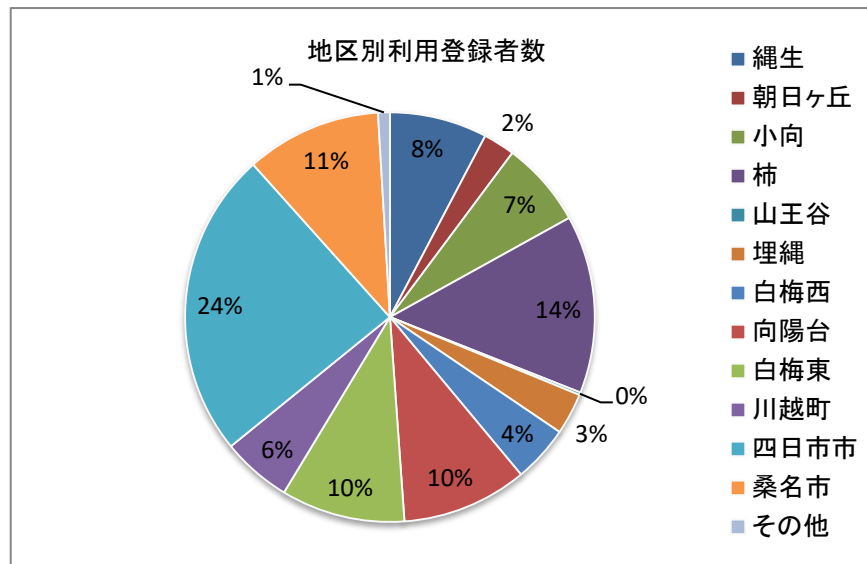


3. 地区別登録者数

単位:人

縄生	446
朝日ヶ丘	144
小向	391
柿	813
山王谷	12
埋縄	189
白梅西	259
向陽台	574
白梅東	566
川越町	318
四日市市	1,402
桑名市	619
その他	54
合計	5,787

団体	21
----	----

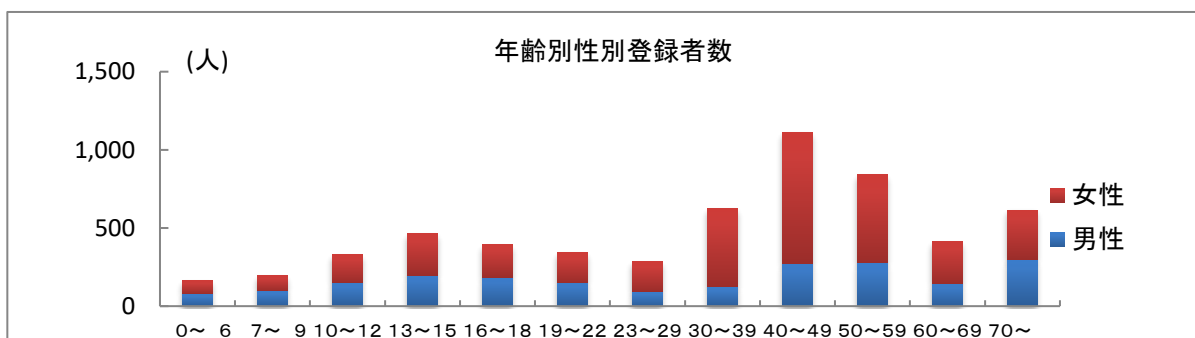


4. 年齢別登録者数

単位:人

	男性	女性	合計
0～ 6	79	84	163
7～ 9	99	97	196
10～12	152	179	331
13～15	199	267	466
16～18	184	211	395
19～22	151	191	342
23～29	96	190	286
30～39	126	501	627
40～49	274	838	1,112
50～59	277	563	840
60～69	146	268	414
70～	300	315	615
合計	2,083	3,704	5,787

団体	21
----	----



5. 分類別貸出冊数

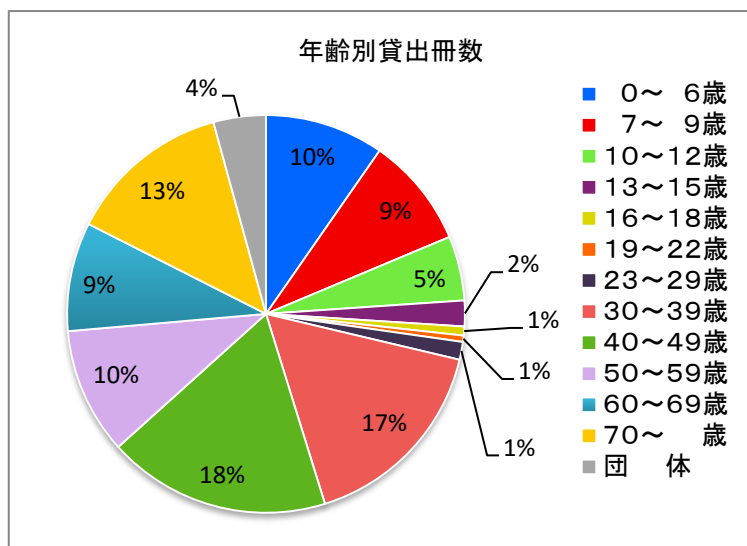
単位:冊

	令和5年度貸出冊数	貸出割合%	令和4年度貸出冊数	前年比%
0 総記	267	0.4	376	71.0
1 哲学	860	1.2	854	100.7
2 歴史	2,619	3.7	2,017	129.8
3 社会	1,629	2.3	1,540	105.8
4 自然	1,554	2.2	1,465	106.1
5 工学	1,700	2.4	1,623	104.7
6 産業	499	0.7	538	92.8
7 芸術	2,318	3.3	2,264	102.4
8 言語	216	0.3	255	84.7
9 文学	1,709	2.4	1,742	98.1
F 小説	10,811	15.3	10,693	101.1
一般書合計	24,182	34.3	23,367	103.5
児童書	16,968	24.0	18,422	92.1
絵本	22,175	31.4	23,894	92.8
紙芝居	311	0.4	282	110.3
雑誌	6,967	9.9	6,705	103.9
全資料合計	70,603	100	72,670	97.2

6. 年齢別貸出冊数

単位:冊

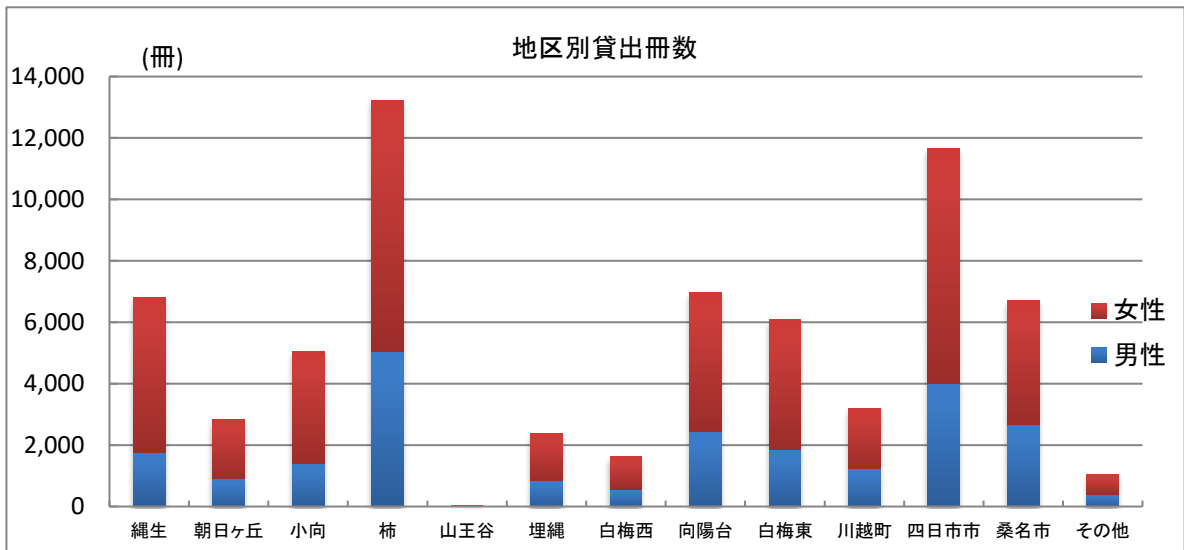
0～6歳	6,831
7～9歳	6,357
10～12歳	3,700
13～15歳	1,478
16～18歳	516
19～22歳	362
23～29歳	1,023
30～39歳	11,652
40～49歳	12,795
50～59歳	7,259
60～69歳	6,249
70～歳	9,370
団体	3,011
合計	70,603



7. 地区別貸出冊数

単位:冊

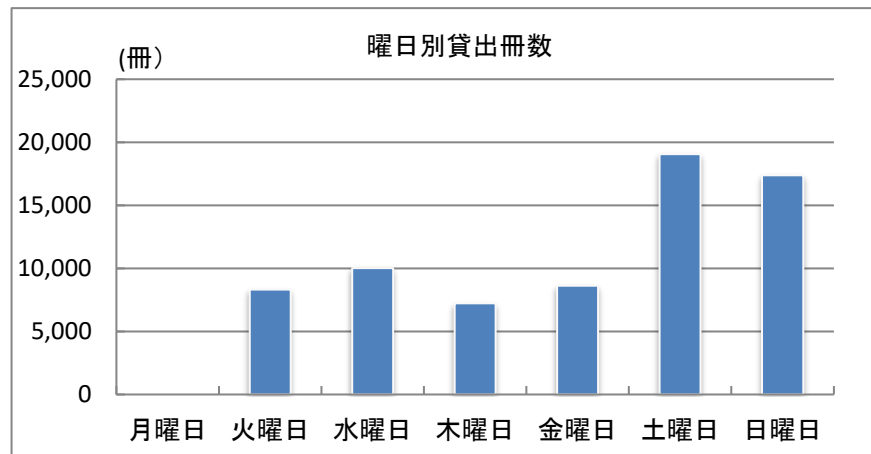
地区	貸出冊数		地区別計	割合(%)
	男	女		
縄生	1,772	5,043	6,815	10
朝日ヶ丘	909	1,914	2,823	4
小向	1,387	3,669	5,056	7
柿	5,054	8,181	13,235	19
山王谷	0	37	37	0
埋縄	856	1,518	2,374	3
白梅西	571	1,057	1,628	2
向陽台	2,442	4,512	6,954	10
白梅東	1,850	4,230	6,080	9
川越町	1,246	1,937	3,183	5
四日市市	3,995	7,652	11,647	16
桑名市	2,680	4,045	6,725	10
その他	401	634	1,035	1
団体	—	—	3,011	4
合計	23,163	44,429	70,603	100



8. 曜日別貸出冊数

単位:冊

月曜日	0
火曜日	8,319
水曜日	10,011
木曜日	7,227
金曜日	8,624
土曜日	19,050
日曜日	17,372
計	70,603



9. 月別開館日数・貸出冊数・貸出者数

	開館日数	貸出冊数(冊)	貸出人数(人)
令和5年 4月	26	5,823	1,130
5月	21	4,805	909
6月	25	5,812	1,127
7月	26	6,763	1,278
8月	23	7,085	1,404
9月	26	5,942	1,206
10月	12	3,969	669
11月	24	6,587	1,321
12月	23	6,076	1,228
令和6年 1月	22	5,770	1,228
2月	22	5,722	1,224
3月	26	6,249	1,381
合計	276	70,603	14,105

10. 各種サービス利用件数

○予約・リクエスト件数(件)

予約	2,740
内インターネット予約	799
リクエスト	862

○コピー利用件数(件)

利用件数	137
利用枚数	505

○相互貸借件数

図書館名	借受	貸出	図書館名	借受	貸出
三重県立図書館	60	23	志摩市立図書館志摩図書室	7	6
桑名市立中央図書館	18	11	志摩市立図書館磯部図書室	6	1
ふるさと多度文学館	8	15	伊賀市上野図書館	7	1
長島輪中図書館	16	3	名張市立図書館	18	6
木曾岬町立図書館	9	2	尾鷲市立図書館	9	
いなべ市北勢図書館	8	1	熊野市立図書館	8	1
いなべ市員弁図書館	4	5	紀北町紀伊長島図書室	9	
いなべ市大安図書館	22	15	紀北町海山図書室	14	
いなべ市藤原図書館	2		紀宝町立図書館	7	
東員町立図書館	15		愛知県図書館	3	
四日市市立図書館	14	29	名古屋市南図書館		1
あさけプラザ図書館	5	4	一宮市立図書館	1	
四日市市楠交流会館図書室	5	1	清須市立図書館	2	
菰野町図書館	20	10	春日井市図書館	2	
川越町あいあいセンター図書室	7	7	稲沢市立中央図書館	1	
鈴鹿市立図書館	12	7	江南市立図書館	1	
亀山市立図書館	12	16	小牧市中央図書館	1	
津市津図書館	18	6	津島市立図書館	1	
津市久居ふるさと文学館	1		岩倉市図書館	1	
津市河芸図書館	7	1	大口町立図書館		1
津市芸濃図書館	3		蒲郡市立図書館		1
津市美里図書館	3		みよし市立中央図書館	1	
津市安濃図書館	4		安城市図書情報館	2	
津市きらめき図書館	4		豊橋市中央図書館		1
津市一志図書館	4		西尾市立図書館	3	
津市うぐいす図書館	6		岐阜県図書館	5	
松阪市松阪図書館	6	5	岐阜市立中央図書館	1	
松阪市嬉野図書館	20		可児市立図書館		1
多気町立多気図書館	10	2	多治見市図書館	1	
多気町立勢和図書館	10	2	瑞浪市民図書館	1	
明和町立図書館	22	8	富山市立図書館	2	
大台町立図書館	6	3	砺波市立砺波図書館	1	
伊勢市立伊勢図書館	19	3	南砺市立中央図書館	1	
伊勢市立小俣図書館	14	1	三重大学情報教育・研究機構情報ライブラリーセンター	1	
鳥羽市立図書館	12	3	中部学院大学附属図書館	10	
志摩市立図書館	5		佐賀県立図書館	1	
合計				539	203

○視聴覚資料利用件数

単位:件

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
-	34	30	59	35	48	19	32	38	45	54	46	440



## 11. 定期刊行物資料一覧

### 【雑誌】

AERA	週刊
&home	年2刊
美しいキモノ	季刊
栄養と料理	月刊
eclat	月刊
NHKきょうの健康	月刊
NHKきょうの料理	月刊
NHK趣味の園芸	月刊
男の隠れ家	月刊
オレンジページ	月2刊
かがくのとも	月刊
家庭画報	月刊
Can Cam	月刊
クーヨン	月刊
暮らしの手帖	隔月刊
クロワッサン	月2刊
芸術新潮	月刊
健康	季刊
子供の科学	月刊
こどものとも 012	月刊
こどものとも 年少版	月刊
こどものとも 年中向き	月刊
この本読んで！	季刊
サライ	月刊
サンキュ！	月刊
CNN ENGLISH EXPRESS	月刊
JTB時刻表	月刊
週刊新潮	週刊
ジュニアエラ	月刊
すてきにハンドメイド	月刊
ダ・ヴィンチ	月刊

ダイヤモンドZAi	月刊
たくさんのふしぎ	月刊
旅の手帖	月刊
中央公論	月刊
つり人	月刊
鉄道ファン	月刊
東海ウォーカー	季刊
NAGI	季刊
ナショナル ジオグラフィック 日本版	月刊
Number	隔週刊
ニコラ	月刊
日経PC21	月刊
日経トレンディ	月刊
News week 日本版	週刊
Newton	月刊
non-no	月刊
俳句	月刊
HOUSING	隔月刊 (2023.8~)
博物館研究	月刊
BE-PAL	月刊
婦人公論	月刊
プレジデント	月2刊
文藝春秋	月刊
Pen	月刊
MEN'S NON-NO	月刊
MOE	月刊
MOTOR MAGAZINE	月刊
山と溪谷	月刊
LEE	月刊
歴史街道	月刊
レタスクラブ	月刊

### 【新聞】

- 朝日新聞
- 伊勢新聞
- 中日新聞
- 中日スポーツ
- 日本経済新聞
- 毎日新聞
- 読売新聞

### 【その他】

- 広報あさひ
- あさひ議会だより
- 各種リーフレット(国・県等発行)

12. 各種統計

【基礎数値】	住民人口	11,037 人	
	蔵書冊数	56,671 冊	(雑誌・AV資料除く)
	貸出冊数	67,592 冊	(団体貸出除く)
	貸出者数	14,105 人	
	登録者数	5,787 人	
	朝日町	3,394 人	
	町外	2,393 人	

(令和6年3月31日現在)

1 登録率(朝日町)	$\frac{\text{登録者数(朝日町)}}{\text{住民人口}} \times 100 =$	30.8 %
2 住民人口ひとり当り 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{住民人口}} =$	6.12 冊
3 利用者一回当り 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{貸出者数}} =$	4.79 冊
4 登録者ひとり当り 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}} =$	11.68 冊
5 登録者ひとり当り 貸出回数	$\frac{\text{貸出者数}}{\text{登録者数}} =$	2.44 回
6 蔵書回転率	$\frac{\text{※貸出冊数(図書のみ)}}{\text{蔵書数}} =$	1.12

※団体貸出を含む図書貸出冊数 63,636 冊

## V 諸統計

### (1) 施設利用状況

	あさひライブラリー(図書館)		歴史博物館	視聴覚室		学習コーナー	会議室	
	貸出者数	貸出冊数		観覧者数	団体利用		団体数	人数
				団体数	人数	人数		
4月	1,130	5,823	22	3	37	131	2	27
5月	909	4,805	70	2	24	139	0	0
6月	1,127	5,812	250	2	24	212	0	0
7月	1,278	6,763	199	2	24	212	0	0
8月	1,404	7,085	173	2	57	189	1	7
9月	1,206	5,942	375	2	11	163	1	30
10月	669	3,969	98	1	10	94	0	0
11月	1,321	6,587	716	3	50	186	1	2
12月	1,228	6,076	186	4	40	205	3	29
1月	1,228	5,770	212	2	20	182	2	32
2月	1,224	5,722	1,101	1	10	194	1	19
3月	1,381	6,249	158	3	50	146	1	2
計	14,105	70,603	3,560	27	357	2,053	12	148

※学習コーナー…2階ギャラリーを学習スペースとして開放

### (2) 日誌抄

月	日	内容	月	日	内容	
4	4	視聴覚室利用(友朋書会)	9	6	会議室利用(フォンターナ)	
	5	視聴覚室利用(フォンターナ)		9	博物館利用(近鉄ハイキング)	
	16	視聴覚室利用(フォンターナ)		12	会議室利用(友朋書会)	
	26	視聴覚室利用(乳幼児向けおはなし会)		15	会議室利用(生涯 人権)	
	27	会議室利用(校長会)		16	視聴覚室利用(将棋教室)	
	28	視聴覚室利用(校長会)		17~23	博物館実習	
	28	会議室利用(教頭会)		26	会議室利用(友朋書会)	
	28	視聴覚室利用(教頭会)		29	太陽の広場(あさひ園)	
5	9	視聴覚室利用(古文書学習会)	10	6	視聴覚室利用(フォンターナ)	
	10	視聴覚室利用(フォンターナ)		7	聴覚室利用(文化教養講座)	
	17	視聴覚室利用(産業建設課)		10	視聴覚室利用(古文書学習会)	
	19	運営協議会(会議室)		20~24	企画情報課 他県受入 会議室 視聴覚室利用	
	21	視聴覚室利用(ストーリーテリング)		21	会議室利用(友朋書会)	
6	23	視聴覚室利用(友朋書会)	11	1~30	企画展(展示室)	
	30	視聴覚室利用(友朋書会)		1	会議室利用(フォンターナ)	
	6	視聴覚室利用(友朋書会)		3	視聴覚室利用(リサイクル会)	
	6~10	子育て健康課(エントランス利用)		4	会議室利用(松本氏)	
	7	視聴覚室利用(フォンターナ)		5	会議室利用(オータムフェス控室)	
17	視聴覚室利用(将棋教室)	5		太陽の広場(オータムフェス)		
27	視聴覚室利用(友朋書会)	5		駐車場使用(オータムフェス)		
28	視聴覚室利用(乳幼児向けおはなし会)	6		駐車場使用(小学校避難訓練)		
7	1~30	朝日中学校3年生俳句展(エントランス利用)		11	11	視聴覚室利用(絵本ライブ)
	5	会議室利用(フォンターナ)		12	視聴覚室利用(記念講演会)	
	6	視聴覚室利用(企画情報課)		17	視聴覚室利用(フォンターナ)	
	6	会議室利用(企画情報課)	18	視聴覚室利用(将棋教室)		
	11	視聴覚室利用(古文書学習会)	19	視聴覚室利用(ストーリーテリング)		
	12	視聴覚室利用(JIP打合)	21	視聴覚室利用(友朋書会)		
	15	視聴覚室利用(将棋教室)	21	視聴覚室利用(古文書学習会)		
	18	視聴覚室利用(友朋書会)	28	視聴覚室利用(友朋書会)		
	19	視聴覚室利用(業務検討会)	12	1~3	企画展(展示室)	
25	視聴覚室利用(友朋書会)	5		会議室利用(友朋書会)		
25	視聴覚室利用(業務検討会)	6		視聴覚室利用(フォンターナ)		
28	マルチビジョン前利用(手作り絵本教室)	9		視聴覚室利用(文化教養講座)		
8	1~22	エントランス(原爆パネル展)		14	視聴覚室利用(教頭会)	
	1~9	エントランス(小向神社パネル展)		14	会議室利用(教頭会)	
	2	会議室利用(フォンターナ)		15	視聴覚室利用(校長会)	
	4	マルチビジョン前利用(工作教室)		15	会議室利用(校長会)	
	8	マルチビジョン前利用(子ども体験教室)		16	視聴覚室利用(将棋教室)	
	10	会議室利用(総務課)		16	会議室利用(松本氏)	
	17	会議室利用(やきものたまご創生塾)	26	視聴覚室利用(友朋書会)		
	20	マルチビジョン前利用(ストーリーテリング)	27	視聴覚室利用(乳幼児向けおはなし会)		
23	マルチビジョン前利用(乳幼児向けおはなし会)					
29	会議室利用(友朋書会)					

月	日	内容
1	6	会議室利用(松本氏)
	14	視聴覚室利用(フォンターナ)
	16	視聴覚室利用(古文書学習会)
	20	視聴覚室利用(将棋教室)
	23	会議室利用(友朋書会)
	27	会議室利用(松本氏)
	30	視聴覚室利用(友朋書会)
2	1~28	朝日小学校6年生俳句展(エントランス)
	6	視聴覚室利用(友朋書会)
	7	視聴覚室利用(フォンターナ)
	9	視聴覚室利用(成人向け教室)
	10	視聴覚室利用(文化教養講座)
	17	会議室利用(総務課区長会)

月	日	内容
2	18	視聴覚室利用(ストーリーテリング)
	24	視聴覚室利用(ぬいぐるみおとまり会)
	27	視聴覚室利用(友朋書会)
	28	視聴覚室利用(乳幼児向けおはなし会)
3	4	太陽の広場(川越北小学校 遠足)
	5	視聴覚室利用(古文書学習会)
	6	視聴覚室利用(フォンターナ)
	9	会議室利用(松本氏)
	16	視聴覚室利用(将棋教室)
	19	視聴覚室利用(友朋書会)
	22	駐車場使用(あさひ園)
	26	視聴覚室利用(友朋書会)

## VI 運営協議会

### (1) 運営協議会

朝日町教育文化施設運営協議会は、施設の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、運営の円滑化のための協力を行う機関として設置されており、委員9名により構成されています。本年度は以下の日程で1回の会議を開催しました。

#### 朝日町教育文化施設運営協議会委員

区分	氏名	備考
歴史博物館部会	稲垣 陽子	文化財調査委員
歴史博物館部会	片山 恭輔	文化財調査委員
歴史博物館部会	川崎 隆章	文化財調査委員
図書館部会	富島 純子	朝日小学校教頭
歴史博物館部会	安達 芳子	文化財調査委員
図書館部会	黒川 真仁 ○☆	朝日中学校教頭
図書館部会	田中 みわ子	学識経験者
歴史博物館部会	樋口 和美 ◎☆	文化財調査委員
図書館部会	矢野 加津子	図書館ボランティア代表

◎委員長 ○副委員長 ☆部会長

#### <運営協議会>

第1回 日時：令和5年5月19日（金）13:30～14:30

- 事項：1. 令和4年度事業実績報告について  
2. 令和5年度事業計画案について  
3. 朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例、規則の一部改正について  
4. その他  
・文化財購入について

## Ⅶ 関係法規

### ○朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例

平成9年6月20日

条例第12号

改正 平成12年3月17日条例第9号

平成24年3月16日条例第3号

令和4年9月14日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2並びに図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、朝日町教育文化施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(目的、名称及び位置)

第2条 町民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、次の施設を設置する。

名称 朝日町教育文化施設

位置 朝日町大字柿2278番地

(館の設置)

第3条 朝日町教育文化施設(以下「施設」という。)内に次の館を設置する。

(1) 朝日町図書館 [あさひライブラリー]

(2) 朝日町歴史博物館

(職員)

第4条 施設に必要な職員を置く。

(事業)

第5条 施設は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

2 朝日町図書館 [あさひライブラリー] (以下「図書館」という。)

(1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集、整理及び保存に関すること。

(2) 図書館資料の貸出しに関すること。

(3) 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助、図書館資料の利用のための相談に関すること。

(4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励に関する

こと。

- (5) 館報その他の読書資料の発行及び頒布に関すること。
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関すること。
- (7) 他の図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

### 3 朝日町歴史博物館(以下「博物館」という。)

- (1) 朝日町の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、及び利用に供すること。
- (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
- (7) 他の博物館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第6条 博物館の常設展示会場における観覧料は、無料とする。ただし、特別な展示がある会場へ入場しようとする者は、1,000円以内で町長が定める観覧料を納付しなければならない。

(特別利用の許可等)

第7条 博物館資料、図書館貴重資料について、学術研究のために熟覧、模造、撮影等しようとする者は、あらかじめ朝日町教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(施設の使用等)

第8条 委員会は、第2条の目的に反せず、第5条の事業に支障のない範囲において、施設の視聴覚室、会議室、ビデオ編集室、ギャラリー(以下「視聴覚室等」という。)の使用を許可することができる。

2 前項の規定により、視聴覚室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、別表で定める使用料を納付しなければならない。

(入館等の制限)

第9条 委員会は、次の各号の一に該当すると認められるときは、施設への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第7条及び前条第1項の許可をしない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 博物館資料、図書館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があると認めたとき。

2 委員会は、前2条の許可に施設の管理運営上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第10条 委員会は、第7条及び第8条第2項の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)が次の各号の一に該当すると認めたときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) その他委員会において特に必要があると認めたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第12条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者等は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により取消し等されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者等は、使用若しくは利用中に建物、附属設備及び資料等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(観覧料及び使用料の免除)

第15条 町長は、特に必要があると認めたときは、観覧料及び使用料を免除することがで



きる。

(観覧料及び使用料の還付)

第16条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(運営協議会)

第17条 施設の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、図書館法第14条及び博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、施設に朝日町教育文化施設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、12人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

ただし、第6条から第17条までの規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則(平成12年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第17号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(1) 施設使用料

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	全日午前9時から午後5時まで
視聴覚室	1,000円	1,000円	2,000円
会議室	1,000円	1,000円	2,000円

ギャラリー	1,000円	1,000円	2,000円
ビデオ編集室	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考 ギャラリーについては、ワークショップギャラリー及び町民ギャラリーにおいて、専じて展示会等に使用する場合につき使用料を徴収する。

(2) 設備器具使用料

区分	使用料(1回一式)
16ミリ映写機	500円
スライド映写機	500円
プロジェクター	1,000円

備考

- (1) 上記使用料は午前、午後の使用時間内を各1回、全日を2回として徴収する。
- (2) 上記に記載のないものについては、その都度、教育委員会が定める。

○朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則

平成9年10月1日

教委規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例(平成9年朝日町条例第12号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 朝日町教育文化施設(以下「施設」という。)に館長を置く。

2 館長の下に、必要に応じて主監、次長、主幹、係長、主査、主任、司書、学芸員及びその他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条 館長は、上司の命を受け、館務をつかさどる。

2 主監は、上司の命を受け、館務のうち特定の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

3 次長及び主幹は、上司の命を受け、館長を補佐し、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 係長、主査及び主任は、上司の命を受け、次長の職務を助け、担当事務を処理する。

5 司書及び学芸員は、上司の命を受け、専門的な担当事務に従事する。

6 その他の職員は、上司の命を受け、担当の業務に従事する。

(開館時間)

第4条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、朝日町教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から翌年の1月4日までの日、ただし、12月28日から翌年の1月4日までの日を除き、土、日曜日に重なった場合は休館としない。

(2) 月曜日

(3) 毎月末日、ただし、この日が土、日、月曜日の場合は、次の火曜日

(4) 特別図書整理期間及び特別展示準備期間(毎年10日以内)

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は入館中、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 資料の閲覧は、所定の場所で行うこと。ただし、館長が特別に認めたときは、この限りでない。
- (2) 所定の場所以外で喫煙、飲食、又は火気を使用しないこと。
- (3) 館内においては静粛にし、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打つ等、建物その他の物品を損傷又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(特別利用の許可の申請)

第7条 条例第7条の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとする者は、朝日町教育文化施設資料特別利用許可申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(特別利用の許可)

第8条 委員会は、前条の利用許可申請について適当と認めるときは、利用の許可を決定し、朝日町教育文化施設資料特別利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用許可の申請)

第9条 条例第8条第2項の規定により、視聴覚室等の使用の許可を受けようとする者は、朝日町教育文化施設使用許可申請書(様式第3号。以下「使用許可申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。

- 2 使用許可申請書は、使用日が6カ月以後のものについては、これを受理しないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前項の期間前に受理できるものとする。
  - (1) 朝日町及び委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。
  - (2) その他委員会が特に必要があると認めたとき。

(使用の許可等)

第10条 委員会は、使用許可申請書を受理した場合、その使用目的、内容等を検討し、適当と認めたときは、朝日町教育文化施設使用許可書(様式第4号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

- 2 前項の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、使用許可

書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 使用者は使用許可の取消し又は変更の許可を受けようとするときは、朝日町教育文化施設使用取消申請書又は朝日町教育文化施設使用変更申請書(様式第5号)に、使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により使用の取消し又は変更を許可したときは、朝日町教育文化施設使用取消許可書又は朝日町教育文化施設使用変更許可書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用料の納付)

第12条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合は、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(使用料の還付)

第13条 条例第16条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の割合については、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。 10割

(2) 使用者が、使用日の前7日前までに使用許可の取消し申請をし、許可されたとき。 5割

(3) 使用者が、使用変更を許可された場合において、既納使用料に過納金が生じた場合  
過納金の全額

2 前項の還付を受けようとする者は、朝日町教育文化施設使用料還付申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請について承認したときは、朝日町教育文化施設使用料還付決定通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。

(2) 入館者から料金等を徴収してはならない。ただし、資料代等として委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(3) 物品を販売し、又は販売を目的とする催物を行わないこと。ただし、条例第8条に定

めのない施設の使用については、委員会が許可した者が主催する催物を除く。

(4) 使用中における施設等の管理及び火災防止に努めること。

(職務上の立入り)

第15条 使用者は、係員の職務上の立入りを拒むことができない。

(施設等の損傷の届出)

第16条 使用者は、施設、附属施設等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない

(損害の賠償)

第17条 博物館資料、図書資料又は施設、設備を破損、汚損若しくは紛失した者は、現品又は損害相当額を弁償しなければならない。

(原状回復の確認)

第18条 使用者は、条例第13条第1項の規定により原状回復をしたときは、係員の確認を受けなければならない。

(使用料の免除)

第19条 条例第15条の規定に基づく使用料の免除の範囲は次のとおりとする。

(1) 朝日町及び委員会が主催する事業

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校(以下「学校等」という。)が学校活動の場として使用する場合

(3) その他委員会が免除することを適当と認めた場合

## 第2章 図書館

(館内閲覧)

第20条 館内閲覧は利用手続を必要としない。ただし、貴重資料、書庫の閲覧は係員に申し出てその指示に従わなければならない。

(利用者の資格)

第21条 館外利用できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

(1) 町内に居住する者、又は三重県内に居住する者で委員会が認めた者

(2) 町内に勤務場所を有する者

(3) その他委員会が特に認めた者

(貸出しの手続)

第22条 資料を館外利用しようとする者は、貸出登録申込書(様式第9号)により申請し、図書カード(様式第10号)の交付を受けなければならない。

- 2 図書カードの有効期限は、交付の日から3年間とする。
- 3 資料の貸出しを受けるときは、図書カードを提示しなければならない。
- 4 貸出登録申込書の記載事項に変更が生じたとき又は図書カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 図書カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。これらにより損害が生じたときは、当該図書カードを受けた者がその責任を負うものとする。

(貸出しの制限)

第23条 次の各号に掲げる資料は、館外への貸出しはしない。

- (1) 貴重資料
- (2) 郷土資料
- (3) 各種辞書及び参考資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他委員会が貸出し不相当と認めた資料

(貸出資料数及び期間)

第24条 貸出し資料数は、10冊以内とする。

- 2 貸出し期間は14日以内とする。
- 3 委員会が特に必要と認めたときは、貸出し資料数及び貸出し期間を別に定めることができる。

(資料の返却)

第25条 委員会は、図書館資料を貸出し期間内に返却しなかった者に対し、一定期間図書館資料の利用を停止することができる。

- 2 図書館資料を貸出し期間を越えて引き続き利用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返却期間から14日を限度とする。

(費用弁償)

第26条 委員会は、貸出し期間を経過し、資料返却の督促を受けた者に対し、それに要した費用を弁償させることができる。

(複写の申込)

第27条 資料の複写を求める者は、実費相当額を添えて申し込まなければならない。

(複写の制限)

第28条 次の各号の一に該当する場合は、委員会は複写を認めないことがある。

- (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に違反するおそれがあると認められるとき。

- (2) 図書館資料以外のとき。
- (3) その他委員会が複写を不相当と認めたとき。

(寄贈及び寄託)

第29条 朝日町図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 朝日町図書館に資料を寄贈及び寄託しようとするものは、朝日町図書館資料寄贈(寄託)申請書(様式第11号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 委員会は前項の承認をしたときは、朝日町図書館資料受領書(様式第12号)を交付するものとする。
- 4 資料の寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、委員会が特別な事由により必要と認めた場合は、委員会が負担する。
- 5 寄贈を受けた資料は、他の資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。
- 6 寄託された資料は、朝日町図書館の所有に属する貴重資料等と同様の取扱いをする。
- 7 委員会は、寄託資料が火災等やむを得ない理由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。
- 8 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、朝日町図書館資料受領書と引換えに行うものとする。

### 第3章 歴史博物館

(観覧の手續)

第30条 委員会が特に必要と認めたときは、特別展示等における優待券、招待券及び前売観覧券を発行することができる。

(観覧料の免除)

第31条 条例第15条に基づく観覧料の免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程に基づく教育活動として、教職員に引率されて観覧する学生、生徒、児童及びその引率者
- (2) 高齢者(70歳以上)、心身障害者及びその介助者
- (3) 朝日町歴史博物館が開催する博物館資料に関する講演会、講習会及び研究会に参加する者
- (4) その他委員会が免除することが適当と認めた者

(特別利用の制限)

第32条 次の各号の一に該当するときは、特別利用の許可をしない。

- (1) 特別利用によって博物館資料及び図書館貴重資料の保存に影響を及ぼすおそれがある



ると委員会が認めたとき。

- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された博物館資料及び図書館貴重資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある博物館資料及び図書館貴重資料で著作権の承諾を得ていないとき。
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不適当と認めたとき。

(資料の貸出)

第33条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げる者に対して、貸し出すことができる。

- (1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の規定による博物館及び同法第31条第1項の規定による博物館に相当する施設
- (2) 国及び地方公共団体
- (3) 学校等
- (4) その他委員会が適当と認めた者

2 前項ただし書の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、朝日町歴史博物館資料貸出許可申請書(様式第13号)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該博物館資料が博物館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

3 委員会は、前項の許可をしたときは、朝日町歴史博物館資料貸出許可書(様式第14号)を交付するものとする。

4 借受人(第2項の許可を受けたものをいう。以下同じ)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。

5 博物館資料の貸出期間は30日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、1年以内の範囲で貸出しを許可することができる。

(寄贈又は寄託)

第34条 博物館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、朝日町歴史博物館資料寄贈(寄託)申請書(様式第15号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認をしたときは、朝日町歴史博物館資料受領書(様式第16号)を交付するものとする。

3 寄託資料は、博物館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

- 4 委員会は、寄託資料が火災等やむを得ない理由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。
- 5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、朝日町歴史博物館資料受領書と引換えに行うものとする。

#### 第4章 運営協議会

##### 第35条 削除

(協議会の委員長及び副委員長)

第36条 条例第17条に規定する朝日町教育文化施設運営協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、協議会の委員(以下「委員」という。)としての在任期間とする。
- 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第37条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、館長の申出により委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第38条 協議会内に次の専門部会を設置することができる。

- (1) 図書館部会
- (2) 歴史博物館部会

(庶務)

第39条 協議会及び専門部会の庶務は文化課において処理する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第40条 この規則に定めるもののほか、管理及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(補則)

第41条 施設の処務については、この規則に定めるもののほか、朝日町教育委員会事務局組織規則(平成27年朝日町教委規則第4号)を準用する。

附 則

この規則は、平成9年10月1日より施行する。

附 則(平成12年教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第4号)

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成15年教委規則第5号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、この規則による改正前の朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第22条第1項の規定により図書カードの交付を受けた者については、改正後の朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第22条第2項の規定に関わらず、当該図書カードの有効期限は、施行日から平成22年11月1日までとする。

附 則(平成24年教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成31年教委規則第3号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第4号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年教委規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

朝日町教育文化施設資料特別利用許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

次のとおり特別利用を許可してくださるよう申請します。

特資 別料 利区 用分 の等	区分	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
特別利用の日時	年 月 日 時から 時まで					
特別利用の目的						

※立合係員氏名	
※許可の条件	

備考 ※欄には記入しないでください。

様式第2号(第8条関係)

朝日町教育文化施設資料特別利用許可書

第 号  
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

次のとおり特別利用を許可します。

特 資 別 料 利 区 用 分 の 等	区 分	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
特別利用の日時	年 月 日 時から 時まで					
特別利用の目的						
立合係員氏名						
許可の条件						

備考 この許可書は、特別利用をする際係員に提示し、利用時間中携帯してください。

様式第3号（第9条関係）

朝日町教育文化施設使用許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

朝日町教育文化施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的	行事の目的		使用予定人員			
	行事の内容					
使用日時 及び 使用施設	年 月 日 (曜)	使 用 施 設 名	使用時間区分			
	・ ・ ( )		午前	午後	全日	
	・ ・ ( )					
附属設備	16mm映写機		スライド 映 写 機		ビデオプロ ジェクター	
持込設備						
使 用 者 責 任 者	住所					
	氏名		電話			

※ 使 用 料	施設使用料	附属設備使用料	合 計
※許可の条件			
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日 第 号

備考 ※欄は記入しないでください。

様式第4号(第10条関係)

朝日町教育文化施設使用許可書

第 号  
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

朝日町教育文化施設の使用を次のとおり許可します。

使用目的	行 事 の 目 的		使用予定人員	
	行 事 の 内 容			
使用日時 及 び 使用施設	年 月 日(曜)	使 用 施 設 名	使用時間区分	
	・ ・ ( )		午 前	午 後 全 日
	・ ・ ( )			
附属設備	16mm映写機	スライド映 写 機	ビデオプロジ ェクター	
持込設備				
使 用 者	住所			
責 任 者	氏名 電話 ( )			

使 用 料	施設使用料	附属設備使用料	合 計	
許 可 の 条 件				

備考 1 朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

2 使用後は、設備等を原状に復し係員の点検をうけてください。



様式第5号（第11条関係）

朝日町教育文化施設使用変更（取消し）許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

朝日町教育文化施設の使用変更（取消し）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
変更（取消し）理由			
変更内容			

※使用料の精算	変更	既納使用料	変更後の使用料		差引使用料
			小計	総計	
		円	円	円	円
取消し	既納使用料	徴収金	還付金		
	円	円	円		
	徴収の理由	朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第13条第1項第号の規定により割を徴収します。			
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	第 号	

備考1 使用許可書を添付してください。

2 ※欄は記入しないでください。

様式第6号(第11条関係)

朝日町教育文化施設使用変更(取消し)許可書

第 号  
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

朝日町教育文化施設の使用変更(取消し)を次のとおり許可します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
変更(取消し)理由			
変更内容			

	変更	既納使用料	変更後の使用料		差引使用料
			小計	総計	
※使用料の精算		円	円	円	円
	取消し	既納使用料	徴収金	還付金	
			円	円	円
	徴収の理由	朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第13条第1項第 号の規定により 割を徴収します。			

様式第7号（第13条関係）

朝日町教育文化施設使用料還付申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

朝日町教育文化施設の使用料の還付を次のとおり請求します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更（取消し）許可年月日	年 月 日	施設使用変更（取消し）許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
還付請求の理由			
既納使用料	円	還付請求額	円

※受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日 第 号
--------	-------	--------	--------------

備考1 使用許可書又は変更（取消し）許可書と使用料領収書を添付してください。

2 ※欄は記入しないでください。

様式第8号(第13条関係)

朝日町教育文化施設使用料還付決定通知書

第 号  
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった朝日町教育文化施設使用料の還付については、次のとおり決定しました。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更(取消し)許可年月日	年 月 日	施設使用変更(取消し)許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
還付請求の理由			
既納使用料	円	還付請求額	円

貸出登録申込書

1.一般・2.団体

登録日

利用者登録番号

★太枠の中だけ記入して下さい。(※中学生以下の方は保護者名を記入して下さい。)

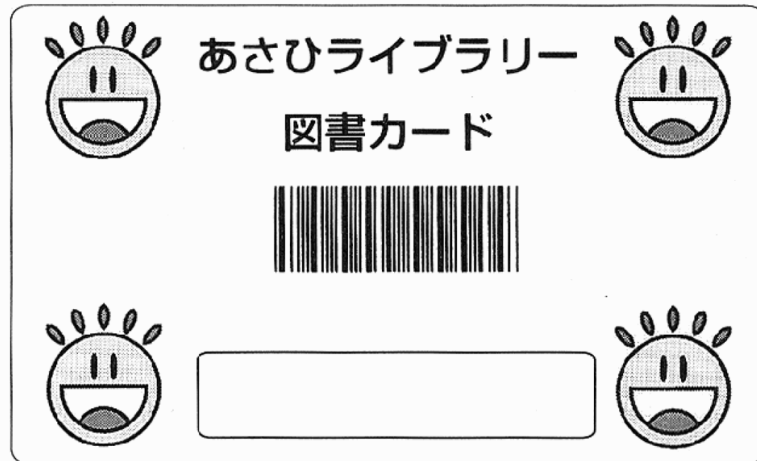
フリガナ		性別	1. 男 2. 女	
氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
フリガナ ※保護者氏名		電話番号	自宅	( ) -
			携帯	( ) -
住所	〒		左記の住所に 1. 在住・2. 在勤・3. その他	
自治区名	※該当する地区に○をつけて下さい。 ・縄生 ・朝日ヶ丘 ・小向 ・柿 ・山王谷 ・埋縄 ・白梅西 ・向陽台 ・白梅東 町外 ・川越 ・四日市 ・桑名 ・その他			

確認 免・保・学・電・家族・その他 ( )

様式第10号(第22条関係)

図書カード

○表面



○裏面

- 本を借りるときは、かならずこのカードをお持ちください。
- カードをなくしたとき、住所・氏名・電話番号などが変わったときはすぐにご連絡ください。
- このカードは他人に貸したり、譲ったりしないでください。
- このカードは長く使用しますので大切にしてください。

このカードを拾われた方は、お手数ですが図書館までご連絡ください。

あさひライブラリー  
三重郡朝日町大字柿2278  
☎059(377)6111

様式第11号(第29条関係)

朝日町図書館資料寄贈(寄託)申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者)

電話

下記のとおり図書資料等を寄贈(寄託)したいので申します。

記

1 寄贈・寄託資料

資料名(書籍名)	著者名	出版社名	数量
備考			

2 寄託期間

年 月 日 ~ 年 月 日

様式第12号(第29条関係)

朝日町図書館資料受領書

第 号  
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

下記のとおり資料を受領します。

記

1 寄贈・寄託資料

資料名(書籍名)	著 者 名	出 版 社 名	数 量	分 類
備 考				

2 寄託期間

年 月 日 ~ 年 月 日



様式第13号(第33条関係)

朝日町歴史博物館資料貸出許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

(申請者) 住所

団体名

氏名(代表者)

電話

次のとおり博物館資料の館外貸出を許可して下さるよう申請します。

館外貸出する 博物館資料	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
貸出する期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
貸出利用する目的					
利 用 方 法					
運 搬 方 法					
立 合 係 員 氏 名					
※許 可 の 条 件					

備 考 ※欄には記入しないでください。

様式第14号(第33条関係)

朝日町歴史博物館資料貸出許可書

第 号  
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

次のとおり博物館資料の館外貸出を許可します。

館博 外物 貸館 出資 料 す 料 る	分類番号	整理番号	資	料	名	点	数	備	考
貸出する期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
貸出利用する目的									
利用方法									
運搬方法									
立合係員氏名									
許可の条件	1 申請の目的以外に使用しないこと。 2 資料等に損傷を与えた場合は、その損害を弁償すること。 3 資料等の写真を掲載、収録、展示等に使用する場合は、「朝日町歴史博物館蔵」の旨明記すること。								

様式第15号(第34条関係)

朝日町歴史博物館資料寄贈(寄託)申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

(申請者)住所  
団体名  
氏名(代表者)  
電話

下記のとおり資料を寄贈(寄託)したいので申請します。

記

1. 寄贈・寄託資料

資 料 名	数 量	形 状・寸 法 等
備 考		

2. 寄託期間

年 月 日 ~ 年 月 日

様式第16号(第34条関係)

朝日町歴史博物館資料受領書

第 号  
年 月 日

(申請者)住所  
団体名  
氏名(代表者) 様  
電話

朝日町教育委員会 印

下記のとおり資料を受領します。

記

1 寄贈・寄託資料

資 料 名	数 量	形 状 ・ 寸 法 等
備 考		

2 寄託期間

年 月 日 ~ 年 月 日

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第13条関係)

様式第8号(第13条関係)

様式第9号(第22条関係)

様式第10号(第22条関係)

様式第11号(第29条関係)

様式第12号(第29条関係)

様式第13号(第33条関係)

様式第14号(第33条関係)

様式第15号(第34条関係)

様式第16号(第34条関係)

---

令和 5 年度

## 年 報

編集・発行 朝日町教育文化施設  
〒510-8103 三重県三重郡朝日町柿 2278

電 話 059-377-6111

発行年月日 令和 6 年 12 月 27 日

---